

トピック **暮らし**

住んでみたい 住み続けたいまちへ

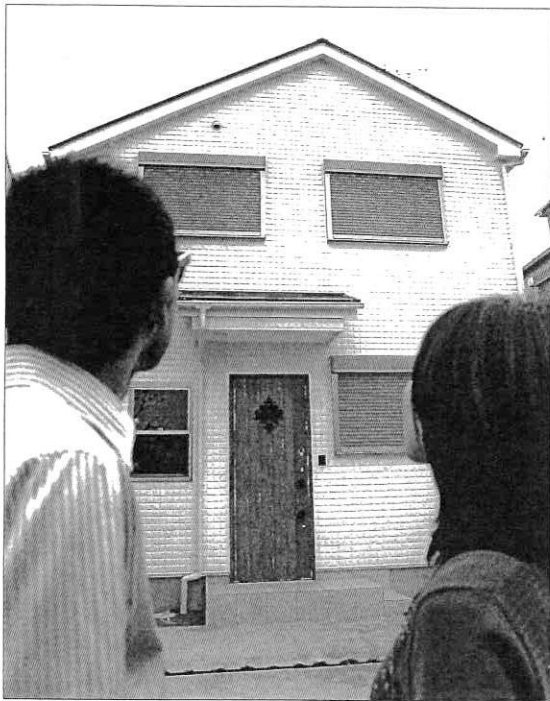
# マイホーム取得と住宅リフォームに助成

マイホーム取得の夢を応援しようと、市では6月から、住宅の取得費用の助成をスタートします。すでにお住まいの住宅に対しても、増・改築や改修といったリフォームに掛かる費用を助成します。2つの新たな制度で、市民の皆さんの快適な居住環境の確保と向上を支援します。

今回始まる2つの助成は、いずれも平成23・24年度に限定した制度です。それぞれ対象期間に住宅を取得・リフォームした場合に助成が受けられます。交付には条件がありますので、詳しくは記事をご覧ください。

## マイホーム取得の場合

マイホームの取得に対する助成の対象は、4月1日以降に市内で住宅を新築または購入（中古物件を含む）した



新たな助成制度で、マイホーム取得の夢を応援します

場合です。いずれも請負・売買契約の日付が基準です。市民はもちろん、市外から移り住む方も対象になります。4月1日の時点で、市内に持ち家があり、建て替えや2軒目を取得する場合は、対象になりません。

助成を受けるためには①住宅の取得に当たり、返済期間が10年以上の住宅ローンを利用していること②取得した住宅の所在地（市内）に住居登録していること③本人や同一世帯の方が、市

税を滞納していないこと。以上の全てを満たすことが条件です。

## 最高12万円を3年間交付

助成金は、住宅ローンの年末残高の1%の額（上限12万円）で、3年間交付します。例えば、1年目の残高が1300万円の場合、その1%は13万円です。上限額の12万円、2年目の残高が1千万円だった場合は、10万円、3年目も同様に算出します。3年間で、最高36万円を受け取ることができます。

## リフォームは一律5万円

リフォームの場合、市内にある建物で、本人が所有し居住を目的とする住宅が対象になります。別宅や投資目的の物件、物置などは含まれません。6月1日以降にリフォーム（増・改築や屋根・外壁・浴室・キッチン・トイレなどの改修、造り付け収納家具の取り替えや新設、オール電化住宅工事、ガス設備工事など）した場合が対象です。

助成金は、10万円以上のリフォームに対して、一律5万円を交付します。助成を受けるためには①申請する時点で1年以上市内に在住していること②市内の施工業者でリフォームすること③市税などの滞納がないこと。以上の全てを満たすことが条件です。1棟

## 設置はお済みですか？ 住宅用火災警報器

設置は5月31日までに

平成18年から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。まだ取り付けていない方は、5月31日までに設置をお願いします。警報器は、防災用品店や日用雑貨店などでお求めいただけます。



☎予防課 ☎223局9371

の住宅に対して1回限りの助成です。工事に着手する前に必ず申請してください。

## 6月1日から受け付け開始

助成を受けるためには、それぞれ申請が必要ですが、いずれも6月1日から建築住宅課で受け付けます（市が実施する他の助成制度との併用はできません）。平成23年度は、マイホーム取得を600件、リフォームは260件を予定し、先着順で受け付けます。申請の詳細は、市ホームページまたは窓口でご確認ください。

## 選ばれるまちを目指して

マイホームを持つことが夢と言う山口真理さん（35・戸室在住）は、「家の購入は、もう少し先と思っていました。が、こういう助成があるなら、具体的に考えてみたい」と期待を寄せます。

2つの助成制度は、定住促進と地域経済の活性化を目的に創設しました。「住んでみたい、住み続けたいまち」は、市民ならずとも誰もが望むまちの姿。市では今後、さまざまな人から選ばれるまちを目指し、さまざまな施策に取り組んでいきます。

☎建築住宅課 ☎223局2330